

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

守谷市社会福祉協議会会長 あて

申込者 住所（所在地）

氏名（名称又は代表者名）

_____ 印

電話

FAX

E-mail

担当者氏名

社協だより広告掲載申込書

社協だよりに広告を掲載したいので、社協だより広告掲載取扱要綱第3条の規定により、広告の原稿を添えて、次のとおり申し込みます。

	掲載を希望する情報紙	広告の大きさ
	年 月 10日号	全枠・半枠
	年 月 10日号	全枠・半枠
	年 月 10日号	全枠・半枠
	年 月 10日号	全枠・半枠
	☆ 広告料 円	

注) ☆は記入しないこと

※広告内容に関する責任は、申込者が負うものとします

「社協だより」 広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、守谷市社会福祉協議会（以下「社協」という）が発行する「社協だより」（以下「情報紙」という）に掲載する広告の取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載の要件)

第2条 情報紙に掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 社協の公益性及びその品位を損なうおそれのある広告
- (2) 法令等に違反するおそれがある広告
- (3) 政治活動又は宗教活動に係る広告
- (4) 個人の宣伝に係る広告
- (5) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する恐れのある広告
- (6) 詐欺その他正当な取引と認められない広告
- (7) 貸金業に関する広告
- (8) その他掲載する広告として会長が適当でないと認めたもの

(掲載申込み)

第3条 広告掲載の申込ができる者は、市内に住所又は事業所若しくは店舗等を有する者（市内に出店を予定する者も含む）とする。

2. 広告の掲載の申込をしようとする者（以下「申込者」という）は、社協だより広告掲載申込書（様式第1号、以下「申込書」という）に、掲載しようとする広告の原稿を添えて、指定された期日までに会長に提出しなければならない。

(掲載の決定)

第4条 会長は、前条第2項の申込を受けたときは、申込期間終了後速やかに広告掲載の可否を決定し、社協だより広告掲載可否決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

(掲載の制限)

第5条 同一の事業者等が、同時に2枠以上の掲載をすることはできないものとする。

(広告の位置、規格及び広告料)

第 6 条 広告の位置、規格及び広告料は別表のとおりとする。

(広告料の納付)

第 7 条 第 4 条の規定により、広告掲載の決定を受けた申込者(以下「広告主」という)は、広告料を社協の発行する納入通知書により、会長の指定する期日までに一括納付しなければならない。

(広告主の責任等)

第 8 条 掲載した広告の内容に関する責任は、すべて広告主が負うものとする。

2. 版下原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(掲載の取消し)

第 9 条 会長は、情報紙の編集上支障があるとき又は会長が指定する期日までに広告料の納入がなかったときは、掲載決定を取り消すことができる。

2. 会長は、前項の規定により、掲載決定を取消したときは、社協だより広告掲載取消通知書(様式第 3 号)を広告主に通知するものとする。

(広告料の還付)

第 10 条 掲載決定後、広告主の責に帰さない理由により広告が掲載できなかったときは、広告料を還付するものとする。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この告示は、平成 18 年 12 月 10 日から施行する。

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第6条関係）

位 置	刷 色	規 格	広 告 料 (1回当たり)
社協だより (4.7.10.1月の各月10日発行) 「通信欄」の頁の 最下段で3頁以内	社協が指定する 2色刷り	半枠 縦45mm×横85mm	15,000円
		全枠 縦45mm×横170mm	25,000円